

周南市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定支援業務委託・周南市緑の基本計画改定支援業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和8年6月29日

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名

1) 周南市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定支援業務委託（以下「業務①」という。）

2) 周南市緑の基本計画改定支援業務委託（以下「業務②」という。）

(2) 業務の目的

本市においては、平成20年6月に「都市計画マスタープラン」及び「緑の基本計画」を策定し、令和3年3月に事業の進捗状況、社会情勢の変化に対応するための中間改定を行っている。

また、平成29年3月に都市計画マスタープランの一部である「立地適正化計画」を策定し、平成31年2月に居住誘導に関する計画を追加した改定、令和7年2月に防災指針の追加を含めた5年見直しの改定を行ってきた。

さらに、令和7年3月には、市の最上位計画である「第3次周南市まちづくり総合計画 前期基本計画」を策定するなど、人口減少や少子高齢化、産業構造の変化、災害の激甚化などの社会情勢の変化に対応したまちづくりを進めている。

そのようなことから、本業務は、現行の「都市計画マスタープラン」及び「緑の基本計画」が令和10年度に目標年次を迎えるとともに、現行の立地適正化計画が令和9年度に目標の中間年次を迎えることから、これまでのまちづくりをふまえ、また、社会情勢の変化、都市構造の変化などを分析するとともに、緑地の保全や緑化の推進を含めた、今後の都市の将来像、都市づくりの基本方針等を定めるため、「都市計画マスタープラン」及び「緑の基本計画」の全面改定、及び「立地適正化計画」の中間改定を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）別添1「周南市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定支援業務委託参考特記仕様書」及び別添2「周南市緑の基本計画改定支援業務委託参考特記仕様書」（以下「参考仕様書」と

いう。)のとおりとする。ただし、参考仕様書は、本業務の業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、本プロポーザルの受託候補者の技術提案内容に応じて仕様を変更することがある。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

(5) 履行場所

周南市全域

2 参加資格要件等

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要である。

(1) 技術提案書の提出者

次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

- 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- 2) 参加表明書の提出時点において、「令和7・8年度周南市競争入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)」の業種「土木関係建設コンサルタント」に登録されている者であること。
- 3) 参加表明書の提出時点において、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定により登録を受けている者であること。
- 4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者であること、かつ、受けることが明らかである者でないこと。
- 5) 平成28年4月1日以降に官公庁が発注し、本業務の公告日までに完了した業務において、下記に記載する全ての同種業務実績を有すること。なお、再委託による業務は除く。

【同種業務実績】

- (ア) 都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の策定又は改定業務
 - (イ) 都市再生特別措置法第81条に規定された「立地適正化計画」の策定又は改定業務
 - (ウ) 都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定又は改定業務
- 6) 共同企業体による参加は認めない。また、他の企業に当該業務の一部を再委託する場合は、業務の主たる部分を再委託してはならないことに留意するこ

と。

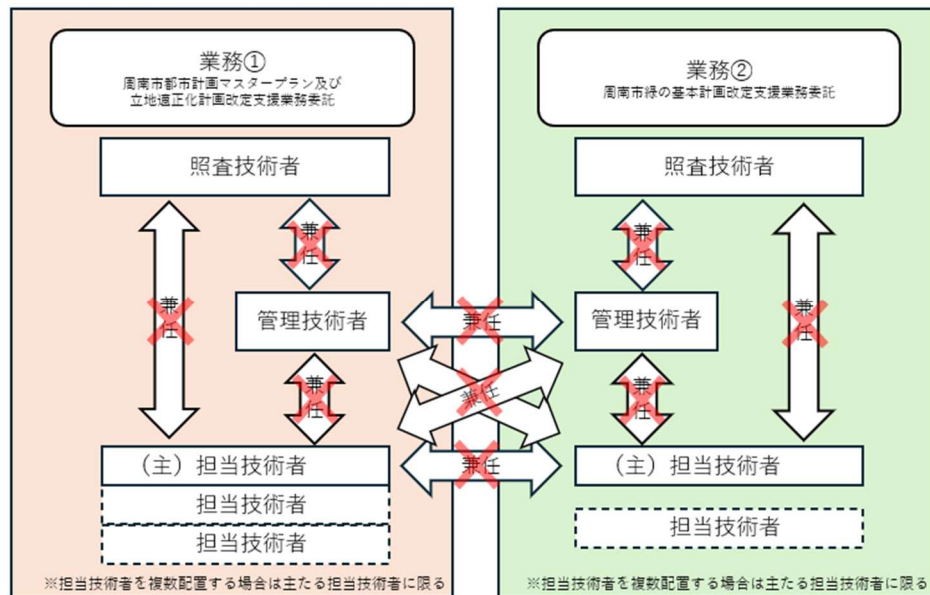
(2) 予定技術者

1) 配置技術者

業務①：照査技術者、管理技術者、担当技術者（担当技術者を複数配置する場合は、主たる担当技術者に限る。以下同じ。）を配置することとし、各技術者の兼任はできない。

業務②：照査技術者、管理技術者、担当技術者を配置することとし、各技術者の兼任はできない。

なお、業務①と業務②の管理技術者及び担当技術者については、別の者を配置する（兼任できない）こととするが、照査技術者については、この限りではない。



2) 技術者資格（業務①及び業務②共通）

管理技術者及び照査技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うために必要な能力と経験を有する技術者で、下記のいずれかの資格を有する者であること。

- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、登録証書の交付を受けている者

3) 手持ち業務

配置予定の管理技術者及び担当技術者は、公告日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、契約見込みのものを含む。）について、10件未満でなければならない。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上

の業務とする。

また、本業務の履行期間中は、管理技術者及び担当技術者の手持ち業務量が10件未満となるようにすることとし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者及び担当技術者を交代させる等の措置要求を行う場合がある。

4) その他

予定技術者は、技術提案書の提出者の組織に、公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係を有していなければならない。

3 参加手続

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市都市整備部都市政策課

電話 (0834) 22-8427

FAX (0834) 22-3707

E-mail toshi@city.shunan.lg.jp

(2) 実施要領・仕様書・参加表明書等の入手方法

下記の周南市ホームページからダウンロード可能である。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/40/149149.html>

(3) 参加表明書・技術資料・添付資料に係る質問

1) 質問方法

参加表明書等に係る質問は、質問票（様式9）によるものとし、電子メールにより提出すること。質問受領後は市より受領確認の電子メールを送信するが、1日程度（休日を除く。）経過しても市からの電子メールが不達の場合は、必ず電話による受信確認を行うこと。

2) 受付期間

令和8年6月30日（火）8時30分から

令和8年7月3日（金）17時15分までとする。

（ただし、受信確認は、休日を除く8時30分から17時15分までとする。）

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

(1) に定める担当課

4) 回答方法

回答可能なものから、適宜、周南市ホームページに掲載する。

ただし、2) に記載する受付期間内の質問の最終回答日時は、令和8年7月31日（金）9時とする。

(4) 参加表明書・技術資料・添付資料の提出

1) 提出方法

郵送又は持参（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

(ア)持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「休日」という。）を除く8時30分から17時15分までとする。

(イ)郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことに対して異議申し立てはできない。

2) 提出期限

令和8年7月13日（月）17時15分必着

3) 提出場所

(1) に定める担当課

(5) 技術提案書・添付資料に係る質問

1) 受付期間

参加表明書等に係る質問は、質問票（様式9）によるものとし、電子メールにより提出すること。質問受領後は市より受領確認の電子メールを送信するが、1日程度（休日を除く。）経過しても市からの電子メールが不達の場合は、必ず電話による受信確認を行うこと。

2) 受付期間

令和8年7月23日（木）8時30分から

令和8年7月28日（火）17時15分までとする。

（ただし、受信確認は、休日を除く8時30分から17時15分までとする。）

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

(1) に定める担当課

4) 回答方法

回答可能なものから、適宜、周南市ホームページに掲載する。

ただし、2)に記載する受付期間内の質問の最終回答日時は、令和8年7月8日（水）9時とする。

(6) 技術提案書の提出

1) 提出方法

郵送又は持参（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

(ア)郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことに対して異議申し立てはできない。

(イ)郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による

こととし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことに対して異議申し立てはできない。

2) 提出期間

令和8年7月23日(木) 8時30分から

令和8年8月5日(水) 17時15分必着。

3) 提出場所

(1) に定める担当課

4 選定方法

技術提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定支援業務委託・周南市緑の基本計画改定支援業務委託プロポーザル評価会」(以下「評価会」という。)が行い、評価会は評価結果を市長に意見として報告し、市長が最も優れた技術提案書及び受託候補者を選定する。

5 契約(受託候補者特定後)

(1) 提案内容の調整

市と受託候補者との協議により、特記仕様書等の内容を決定する。

特記仕様書の内容は、原則として、市が公表する参考仕様書を基に、受託候補者の技術提案書等の記載内容を加えたものとする。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整った場合、周南市契約事務規則(平成15年周南市規則第51号)に基づいて業務①及び業務②の契約を個別に締結する。

なお、両業務どちらか一方でも、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と両業務の契約締結に向けた交渉を行う。

(3) 支払条件

業務①及び業務②の令和8年度における委託料の支払額(部分払い)は、下記の額を上限とした出来形金額とする。

業務①：令和8年度：金 13,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

業務②：令和8年度：金 17,224,900円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 その他

(1) 失格事項

参加表明書、技術資料及び技術提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- 1) 提案を行った参加者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- 2) 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- 3) 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4) 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- 5) ヒアリングに、正当な理由なく欠席した場合
- 6) 見積金額が実施要領2（6）に示している業務に要する費用（提案上限額）を超える場合
- 7) 公告及び本実施要領等に違反すると認められた場合
- 8) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- 1) 技術提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- 2) 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- 3) 技術提案書は、1参加者につき1案とし、複数の提案はできない。
- 4) 提出された参加表明書、技術資料、技術提案書等は返却しない。
- 5) 提出期限後における参加表明書、技術資料、技術提案書等の差し替え又は再提出は認めない。（市からの指示があった場合を除く。）
- 6) 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。参加表明書の提出後又は技術提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式10）により、実施要領2（7）に示す代表担当課（都市政策課）へ届け出ること。
- 7) 技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者を選定するにあたり、必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に基づき公開することがある。
参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
技術提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は技術提案書の提出者が負うものとする。
- 8) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- 9) 周南市から送付する電子データの資料は、クラウドストレージサービスにより送付する。クラウドストレージサービスより受信できない参加表明者

は、実施要領 2（7）に示す代表担当課（都市政策課）の窓口で資料を受け取ることにする。

- 1 0) 担当技術者は、その分担する業務内容等により、複数配置することを妨げないが、適切な人数とし、業務①及び業務②それぞれ 8 名までとする。

その場合には、本業務における分担業務内容を明確にするとともに、主たる担当技術者 1 名を選任すること。

- 1 1) 予定技術者の業務実績等を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。